

税務の四季

発行者 新庄地区税務関係団体協議会

協賛 最上地区税務協議会

(新庄税務署・山形県・新庄市・
金山町・最上町・舟形町・真室
川町・大蔵村・鮭川村・戸沢村)



真室川町：甌山山開き・番楽奉納祭

澄んだ空と緑の木々の中、天地和合の願いを込め、奉納される舞いは実に見事です。

新年のごあいさつ



最上地区税務協議会会長

新庄税務署長 海藤 宏文

令和八年の新春を寿ぎ、謹んでお慶び申し上げます。
最上地域の皆様には、平素から国・地方公共団体の税務
行政の円滑な運営に對しまして、ご理解とご協力をいただ
き、厚く御礼申し上げます。

本誌「税務の四季」は、新庄地区税務関係団体協議会の
お力添えにより、年初恒例の発行としており、本号で第76
号となりました。

新庄地区税務関係団体協議会及び最上地区税務協議会に
おきましては、申告納税制度の健全な発展、国税・地方税
の円滑な税務運営の実現に向け、本誌を通じて、最上地域
の皆様へ、身近な税情報を提供しています。

さて、年も改まり、令和七年分所得税、贈与税及び消費
税の確定申告の季節となりました。申告手続きの一つであ
る電子申告(e-Tax及びeLTAx)は、操作性が年々
向上しており、スマホで申告書を作成・提出・保存できま
す。申告が必要な方は、ぜひご自宅等からのマイナンバー
を利用したe-Tax申告をお願いいたします。なお、個人事
業者の方は、青色申告決算書又は収支内訳書もスマホで作
成できます。

一方、確定申告会場では、混雑緩和を目的に、本年も入
場整理券方式を導入するほか、原則として、ご自身のスマ
ホにより、ご自身で申告書を作成していただきますので、
マイナンバーカードと暗証番号を忘れずにご持参ください。
なお、七年度においては、マイナンバーカードの電子証
明書の有効期限到来による更新が多数見込まれますので、
確実な更新と暗証番号の亡失予防をお願いします。

また、納付に当たっては、たいへん便利な振替納税をは
じめとする、各種キャッシュレス納付をご利用ください。
結びに当たり、最上地域の皆様が幸多き一年となります
よう、心からお祈り申し上げまして、新年のごあいさつと
させていただきます。

會長 佐藤 隆
最上郡最上町大字向町五八四
TEL 四三一二一八四

税理士による無料相談

とき 令和8年2月6日(金)

午前9時30分～午後3時30分まで

ところ ゆめりあ2階会議室



今年もまた「確定申告」の時期が近づいてまいりました。

東北税理士会新庄支部では、小規模事業者の方や還付申告をされる方々を対象にして「税の無料相談」を実施いたします。

※多くの方々にご利用いただくために、ご来場にあたっては、次の事項に留意してください。

- 1 各種金額の計算のための資料は、集計のうえお持ちください。
- 2 前年も申告している方は、前年の申告書の控えなどもお持ちください。
- 3 事業者については、所得金額3百万円以下の方、消費税については、前々年分の課税売上が3千万円以下の方とします。
- 4 譲渡所得、贈与税、相続税についての相談は行いません。
- 5 事業所得、不動産所得等を生ずる全ての方が記帳、帳簿保存の義務があります。この際にご相談ください。
- 6 申告書の記入については、原則、ご本人にさせていただきます。
- 7 会場では、作成済みの申告書はお預かりいたしかねますので、ご自身で提出してください。

還付申告のいろいろ

退職者で年末調整をしていない方。(状況によっては、納付の場合もあります。)

二か所以上の給与所得がある方。(状況によっては、納付の場合もあります。)

医療費控除をおこなう方。

医療費の領収書・保険金等で補てんされる金額のわかるものをご準備願います。

住宅ローン控除をおこなう方。

対象内容により、ご準備いただく書類が異なりますので、事前に各種パンフレットなどで確認の上、ご準備願います。

問い合わせは、下記の税理士へ……

(東北税理士会新庄支部会員)

早坂吉孝 新庄市城西町七一一 Tel 二三一三九一〇	門脇茂 新庄市松町二二一〇 Tel 二二一三二四三	高山孝治 新庄市常葉町二一三六ラオレヤキ二〇三 Tel 二九一三九〇一	坂川達志 新庄市鉄砲町九一七 Tel 二二一八二一一	菅進 新庄市金沢一五八二一八 Tel 三二一四三三五	菅一優 新庄市金沢一五八二一八 Tel 三二一四三三五	税理士法人ピアツピー新庄事務所 新庄市城西町七一一 Tel 二三一三九一〇	税理士法人プロゲート 新庄市鉄砲町九一七 Tel 二二一八二一一
----------------------------------	---------------------------------	---	----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	---	--

● 税務書類の作成・相談は正規の税理士へ!!

● 税理士業務は、有償・無償を問わず税理士でなければ行うことは出来ません。